

新型コロナウイルスによる 生活困りごとと電話相談



新型コロナウイルスの影響によって、生活にお困りの方
相談は無料です ぜひご相談ください

新型コロナウイルスの影響で
家賃が払えない
生活保護を受けたいなど



新型コロナウイルスの影響で
養育費がもらえない
借金が払えないなど



新型コロナウイルスの影響で
仕事がなくなった
給与が支払われないなど



司法書士が電話で相談をお受けします

開催日時 令和2年6月18日(木)
15:00~19:00

電話相談 ☎ 0120-448-788(フリーダイヤル)



長野県司法書士会

〒380-0872 長野市妻科 399 番地
電話 026-232-7492 FAX 026-232-6699

長野県司法書士会

検索

司法書士は、裁判所提出書類の作成を行うほか、司法書士法第3条第2項にいう簡裁訴訟代理関係業務を行うことができる者として法務大臣の認定を受けた司法書士は、訴額140万円以下の民事紛争について、訴訟、調停、即決和解等の代理及び法律相談、裁判外和解の代理を行うことができます。